

平成25年4月1日～平成26年3月31日

予算執行状況

「杵築市財政状況の公表に関する条例」(条例第46号)に基づき、杵築市の財政状況を公表します。

一般会計歳入予算	予算現額	収入済額
地方交付税	69億9,355万円	72億831万円
市税	28億2,398万円	28億2,163万円
市債	29億497万円	12億6,487万円
国庫支出金	27億1,304万円	21億6,174万円
県支出金	18億8,422万円	10億9,578万円
その他	31億7,932万円	23億6,449万円
合計 ※	204億9,907万円	169億1,682万円
一般会計歳出予算	予算現額	支出済額
民生費	53億6,140万円	43億6,872万円
教育費	31億1,814万円	19億959万円
衛生費	12億8,930万円	10億8,382万円
総務費	29億8,621万円	17億6,792万円
土木費	14億7,199万円	5億8,313万円
農林水産業費	12億9,162万円	8億9,300万円
公債費	24億7,136万円	24億530万円
その他	25億905万円	20億9,250万円
合計 ※	204億9,907万円	151億397万円
国民健康保険特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・43億2,332万円	37億8,809万円	39億4,772万円
後期高齢者医療特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・3億8,277万円	3億6,307万円	3億6,438万円
介護保険特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・36億5,365万円	30億7,913万円	33億4,814万円
地域包括支援センター事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・5,210万円	1,987万円	4,608万円
簡易水道事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・4億2,649万円	4,584万円	2億3,648万円
農業集落排水事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・2億1,253万円	2,315万円	1億9,176万円

※数値は1万円未満を四捨五入しています。そのため合計額等が一致しない場合があることをご了承ください。
 ※市民税には法人割も含む。
 ※市民1人当たりは、平成26年3月31日時点の住民基本台帳人口(31,104人)で計算。

公共下水道事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・8億1,191万円	2億3,945万円	5億5,544万円
特定環境保全公共下水道事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・3億7,639万円	1億3,955万円	2億3,342万円
水道事業会計	予算現額	執行済額
収益的収支	収益 3億3,924万円 費用 3億8,097万円	4億365万円 2億4,441万円
資本的収支	収入 1億300万円 支出 2億3,138万円	300万円 1億3,670万円
工業用水道事業会計	予算現額	執行済額
収益的収支	収益 1,900万円 費用 1,729万円	1,879万円 732万円
資本的収支	収入 0万円 支出 1,427万円	0万円 1,419万円
山香病院事業会計	予算現額	執行済額
収益的収支	収益 23億9,129万円 費用 23億9,129万円	19億8,835万円 22億9,749万円
資本的収支	収入 8,038万円 支出 1億5,951万円	7,939万円 1億5,097万円
地方債の現在高(一般会計/平成26年3月31日現在)		
財政融資資金	118億9,902万円	
(旧)郵政公社資金	10億4,562万円	
銀行等金融機関	65億5,563万円	
地方公共団体金融機構	12億7,332万円	
その他	2億2,550万円	
合計 ※	209億9,908万円	
市有財産の状況(平成26年3月31日現在)		
公有財産(土地)	1,544万3,776㎡	
公有財産(建物)	19万3,265㎡	
物品	197台	
基金	108億5,844万円	
有価証券その他	5億1,676万円	
市民一人当たりの負担状況(平成26年3月31日現在)		
市民税	34,909円	
固定資産税	46,479円	
軽自動車税	2,663円	
市たばこ税	6,583円	

平成26年3月末日までの予算執行状況のため、決算額とは異なります。

国民健康保険税の課税限度額および軽減基準が改正されます

【問い合わせ】杵築市役所 税務課 ☎0978-62-3131

1.改正理由

平成26年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険税(後期高齢者支援分及び介護保険分)の課税限度額の引き上げ及び5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げが行われました。

これに伴い、地方税法及び国民健康保険法施行令が改正されたため、本市においても平成26年度より同様に改正を行います。

2.改正内容

【現行の保険税率および課税限度額】

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分(40～65歳未満)
所得割額	10%	2.7%	2.2%
均等割額	24,000円	6,500円	8,500円
平等割額	22,000円	5,500円	5,500円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円



※上記表のうち後期高齢者支援分と介護保険分の課税限度額が下記表のとおり改正されます。

【改正後の課税限度額】

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分(40～65歳未満)
課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円

【現行の軽減基準所得額】

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計)
7割	33万円以下
5割	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下



※低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡大するため、上記表のうち5割軽減および2割軽減の対象となる軽減判定所得が下記表のとおり改正されます。

【改正後の軽減基準所得額】

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者の所得の合計)
5割	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(45万円×被保険者数)以下

平成26・27年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

【問い合わせ】大分県 後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

《保険料率について》

- 後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直しを行っています。
- 平成26・27年度保険料率は据え置きとなりました。
- 賦課限度額については、平成26年度から57万円へ引き上げました。

(現行)		(改正後)
平成24・25年度	➡	平成26・27年度
48,500円	均等割額	48,500円
9.52%	所得割額	9.52%
55万円	賦課限度額	57万円

《保険料軽減措置》

- 低所得者対策として、平成26年度から保険料軽減対象が拡大されました。
- ①均等割5割軽減は単身世帯も対象となり、所得基準額が引き上げられました。
 (従前)基準額：33万円+24.5万円
 ×(被保険者数-世帯主)
 ↓
 (改正)基準額：33万円+24.5万円×被保険者数
- ②均等割2割軽減は、所得基準額が引き上げられました。
 (従前)基準額：33万円+35万円×被保険者数
 ↓
 (改正)基準額：33万円+45万円×被保険者数